

新型コロナウイルスに関する注意喚起 (第 21 報)

2020 年 4 月 6 日 (月)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

報道等によれば、非常事態宣言の 2 か月延長に伴い、PNG 政府は、明 7 日 (火) から、以下の措置を執るとのことです。邦人の皆様におかれても、引き続き、情報収集に努めて下さい。

(参考) PNG 政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

なお、航空会社及び入管当局に確認したところ、ニューギニア航空国際線はケアンズ、ブリズベン、シンガポールのみ運航が継続されるようですが、非常事態宣言中引き続き、PNG への入国は原則として禁止されるということです。

※ PNG 出入国のための経由地である豪州及びシンガポールは、引き続きトランジットを含む入国を原則として禁止しています (3 月 30 日付第 19 報の状況から変更なし)。

【非常事態宣言 2 ヶ月延長に伴う PNG 政府の措置】

- 国内線については、ポートモレスビー、マウント・ハーゲン、レイ、マダン、ラバウルの空港において限られた便数で再開する。
- 公共交通機関は運行が再開されるが、25 人乗りは 15 人まで、12-15 人乗りは 5 人までとする。
- 学校は 4 月 27 日 (月) から再開する。
- 酒類の販売は許可されたスーパーマーケット、レストラン、ホテルでのみ出来る。
- 州境の道路閉鎖は、警察長官による別途の通知まで継続するが、燃料、食料、医薬品、不可欠なサービスの関係者については引き続き越境可能とする。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：3211800

国外からは (国番号 675) 321-1800

E-mail：[sceo.j@pm.mofa.go.jp](mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp)

ファックス：323-0153

国外からは (国番号 675) 323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>